社団法人愛知県畜産協会飼養衛生管理モデル農場認定要領

平成１９年４月１日　制定
平成２１年１月８日　一部改正

第１　目的

畜産農場において、適切な飼養衛生管理を指導・普及することにより健康な家畜を飼養し、より安全・安心な畜産物を生産することが求められている。このため、ＨＡＣＣＰ方式の考え方に基づいた衛生管理手法を導入する農場を「飼養衛生管理モデル農場」として認定し、もって、愛知県産畜産物の生産性向上及び消費拡大に努めるため、必要な事項を定める。

第２　認定

本会理事長（以下「理事長」という。）は、県家畜保健衛生所長（以下「家保長」という）の推薦を受けた畜産農場に対して、第４条の３による審査の結果、次の認定基準に適合すると認めるときは、飼養衛生管理モデル農場として認定する。

（１）　家畜伝染病予防法第１２条の３第１項に規定する飼養衛生管理基準を遵守していること。
（２）　飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律を遵守し、給与状況を記録・保存していること。
（３）　薬事法に規定する動物用医薬品の使用基準を遵守し、使用状況を記録・保存していること。
（４）　県家畜保健衛生所の行う衛生検査を受け、その結果に基づく指導に従っていること。
（５）　家保長の推薦を受けていること。

第３　認定期間

（１）　認定日から１年以内

第４　認定委員会

（１）　理事長は、飼養衛生管理モデル農場認定委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。
（２）　委員会は、愛知県農林水産部畜産課長、愛知県経済農業協同組合連合会畜産部長及び愛知県農業共済組合連合会家畜メディカルセンター所長の各委員をもって構成し、委員会の運営は本会が行うものとする。
（３）　理事長は、家保長から推薦があった場合、委員会を開催するものとする。委員会は、第２条の認定基準との適否について内容を審査するものとする。
（４）　審査に当たり、委員会は必要に応じて現地調査を実施する。

第５　認定証の交付

（1）　理事長は、第４条の３の審査の結果、認定基準に適合すると認めたときは、当該畜産農場に認定した旨通知するとともに、認定証を交付する。
（2）　理事長は、第４条の３の審査の結果、認定基準に適合しないと認めたときは、当該畜産農場に理由を付して認定しない旨通知する。
（3）　理事長は、第４条の３の審査結果について、愛知県知事に報告するものとする。

第６　認定農場の確認

本会は、県家畜保健衛生所の協力を得て必要に応じて認定農場に立ち入り、認定基準との適合状況を確認し、その結果を委員会に報告するもととする。

第７　その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項については、理事長が別に定めるものとする。

認定要領第７の理事長が別に定めるもの

平成２１年６月２３日　制定
平成２２年６月７日　一部改正

１．理事長は認定に際し、要領第２に加え以下の項目について確認するものとする。

（１）飼養衛生管理にＨＡＣＣＰの考え方が取入れられていること。
（２）畜舎（豚、鶏）には防鳥ネットが張られていること。（ウインドウレス構造の畜舎は除く。）
（３）自給粗飼料やエコフィードを利用している場合、安全性の確保又は確認が適切に行われていること。
（４）給与飼料を自家で調整している場合（発酵処理、リキッド化等）、安全性の確保又は確認が適切に行われていること。
（５）養鶏農場においてはサルモネラ対策が適切に行われていること。
（６）同一敷地内で異なる家畜を飼育している場合（例えば酪農と肥育、酪農と養鶏）、それぞれが定められた基準をクリアーしていること。また、それぞれに対し家畜保健衛生所による必要な検査が行われていること。
（７）酪農の場合、年間を通じ概ね、バルク乳の体細胞数、細菌数が東海酪農農業協同組合連合会評価基準ＡＡ以上、同じく乳脂肪分、無脂乳固形分がＡ以上であること。

体細胞数ＡＡ以上	２０万／ｍｌ以下
細菌数ＡＡ以上	２０万／ｍｌ以下
乳脂肪分Ａ以上	３．５０％以上
無脂乳固形分Ａ以上	８．３０％以上

（８）地下水を飲用水として使用する場合は、年１回以上水質検査を受け、飲用水として適していること。